

岡山大学教育学部附属中学校  
運動部活動の在り方に関する方針

平成31年2月  
岡山大学

## 目 次

前文	・・・ 1
本方針策定の趣旨	・・・ 1
運動部活動の位置付け	・・・ 2
附属中学校における運動部活動の在り方	・・・ 2
(1) 目指す姿	
(2) 運動部活動を通して期待すること	
1 適切な運営のための体制整備	・・・ 3
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・ 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
3 活動日及び休養日等の設定	・・・ 5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	・・・ 6
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・ 6
6 安全管理と事故防止について	・・・ 7

## **前文**

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツの振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 岡山県においては、全国的な傾向と同じように、運動をする生徒としない生徒の運動習慣の二極化や、学校の運動部活動だけでなく、民間のクラブチーム等への加入など、生徒のスポーツへの参加の仕方も多様化している。
- 将来においても、岡山大学教育学部附属中学校（以下「附属中学校」という。）の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 本方針は、生徒の視点に立った、附属中学校の運動部活動改革に向けた具体的な取り組みについて示すものであるが、「岡山県のガイドライン」では、運動部活動の実施に必要な手段の規模や指導體制を持続的に整えていくためには、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築にも言及している。
- こうした視点も踏まえ、今後の国における動向も注視しつつ、県や市、競技団体等の関係機関とも連携しながら、長期的に、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築に努める必要がある。

## **本方針策定の趣旨**

- 本方針は、附属中学校の生徒にとって学校教育の一環としての望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ・ 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び「岡山県 運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年9月）の趣旨を踏まえて策定していることから、附属中学校においても、本方針を参考に、運動部活動の内容や指導の在り方について検討や見直しを行い、適切で効果的な指導が行われることにより、運動部活動が一層充実していくことを期待する。
- ・ 文化部活動については、平成31年度中は、本方針に準じた取扱いとする。

## 運動部活動の位置付け

- 中学校の部活動は、中学校学習指導要領（平成29年3月）<sup>※1</sup>に従い、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。

### ※1 中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

#### 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## 附属中学校における運動部活動の在り方

### (1) 目指す姿

- 附属中学校は、その教育目標を達成するために、『生徒にとって学校教育の一環としての望ましいスポーツ環境を構築する』という観点から、次に示す視点を重視して、運動部活動が地域のスポーツ環境や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
  - ・ 生徒の豊かなスポーツライフを実現するために、知・徳・体のバランスのとれた健全な成長につながる活動とすること  
また、生徒が自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間と共に考え、判断し、実践するといった自立した活動になることや、限られた活動時間で、工夫して練習に取り組むことができる資質・能力の育成を図ることなどを通して、主体的・対話的で深い学びができるようにすること
  - ・ 科学的トレーニングの積極的な導入等により、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となること
  - ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる運動部活動の実施にあたっては、教師の負担軽減の観点も考慮しつつ、運営上の工夫を行うこと
  - ・ 運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員、外部指導者、部活動支援員（仮称）等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意し、教師が生徒と向き合う時間を確保できるようにするとともに、ワークライフバランスの実現に向けた活動となること

## (2) 運動部活動を通して期待すること

- 生徒の自主的、自発的な参加による、附属中学校の教育目標である「自主自律 豊かな心で たくましく」を体現できる生徒の育成
  - ・ 生徒の自主性、自発的な参加により、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養
- 生涯にわたって心身の健康を保持・増進させるための運動習慣の獲得と生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現
  - ・ 1週間の総運動時間 60 分未満の生徒の減少
  - ・ 体力の向上により、新体力テスト総合評価 D 及び E の生徒数の減少

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は、岡山大学の「岡山大学教育学部附属中学校 運動部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度「岡山大学教育学部附属中学校 運動部活動に係る活動方針」を策定する。  
運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの「岡山大学教育学部附属中学校 運動部活動に係る活動方針」を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 岡山大学は、上記アに関し、附属中学校において運動部活動に係る活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、附属中学校の実態を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 岡山大学は、附属中学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員、外部指導者、部活動支援員（仮称）等について、必要に応じて任用する。  
なお、部活動指導員、外部指導者、部活動支援員（仮称）等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒 保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

- ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員、外部指導者等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 岡山大学は、岡山県教育委員会及び岡山市教育委員会と連携し、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係わる知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修への派遣等の取組を行う。
- カ 岡山大学は、教師の運動部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年3月30日付け教教評第1047号）を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- キ 岡山大学は、必要に応じて附属中学校の運動部活動の指導・運営に関し、支援及び助言を行う。

## **2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

### **(1) 適切な指導の実施**

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則るとともに、岡山県教育委員が作成する「運動部活動指導資料」を参考にして、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。岡山大学は、附属中学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び助言を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏えた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### **(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用**

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成され、運動部顧問や生徒の活用利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

### 3 活動日及び休養日等の設定

ア 校長は、1 (1) に掲げる「岡山大学教育学部附属中学校 運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、下記の基準を踏まえ、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

イ 運動部活動における活動日、休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、休養も練習の一環という観点において、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>※2</sup>も踏まえ、以下を基準とする。

※2 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

○ 学期中の活動日は、原則として週当たり4日までとし、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)に活動を行う場合は、平日の活動日は3日まで、週末は1日とし、週当たり3日以上休養日を設ける。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○ 学期中の週末、国民の祝日及び校則で定められた休業日に、多様な体験活動を行うことができるよう、月間、年間単位の活動日の目安を定める等の工夫を行う。

○ 校長は、練習試合については、常態化することがないように留意するとともに、生徒及び教師の負担とならないよう精査する。

○ 長期休業中の活動日は、原則として平日4日までとし、週当たり3日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は2日とも休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、学期中に準じた扱いを行う。)また、生徒が十分休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○ 1日における活動は原則として1回とし、朝練習については、放課後の練習時間が十分に取れない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行うこと。

○ 1日の活動時間<sup>※3</sup>は、長くとも平日では2時間、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間とし、競技種目等に応じてできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※3 本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており(会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない)、身体的トレーニング効果が期待される活動のことである。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、生徒の実態及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年3月30日付け教教評第1047号）を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けること、教員会議、教員研修時等における活動の有無を含めた週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ 岡山大学は、上記イに関し、適宜、支援及び助言を行う。

## **4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備**

### **(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置**

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である※<sup>4</sup>中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

※ 4 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

### **(2) 地域との連携等**

ア 岡山大学及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、附属中学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力、地域のスポーツ団体との連携、民間事業者の活用等による、学校と保護者・地域が共に子どもを育てるという視点に立った学校と保護者・地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 岡山大学及び校長は、学校と保護者・地域が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、地域との連携等への取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。



## **5 学校単位で参加する大会等の見直し**

ア 附属中学校の運動部が参加する大会の目安は、中学校体育連盟が主催する大会及び岡山市が開催する大会とする。校長は、この目安を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担を考慮して、中学校体育連盟が共催する大会等への参加を精査し、適宜、指導・是正を行う。

## **6 安全管理と事故防止について**

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動における安全管理について、「中学校・高等学校における部活動の在り方について」の一部改正について（平成29年6月9日付け教評第277号）及び岡山県教育委員会が作成する「運動部活動指導資料」を踏まえ、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。

運動部顧問は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

イ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹するとともに、適切に対応すること。

○ 「熱中症事故の防止のための緊急対策について」（平成30年7月26日付け保学第33号）を踏まえ、気温や湿度、生徒一人一人の状況等により、活動内容を適切に判断すること。

※ 参考（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）

○ 広域的な大会等で止むを得ない事情により、活動する場合には、運動部顧問は、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得（30分おきに休息を取る等）、活動前後、活動中の健康観察を実施する等、熱中症予防に万全を期すこと。